

平成三十年政令第五十一号

一 刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令	二十一 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）
内閣は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十号）第三百五十条の二第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。	二十二 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）
財政経済関係犯罪として政令で定める罪は、第一号から第五十号までに掲げる法律の罪又は第五十二号に掲げる罪とする。	二十三 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）
一 租税に関する法律	二十四 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）
二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）	二十五 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）	二十六 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
四 農業協同組合法（昭和二十一年法律第二百三十号）	二十七 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百一号）	二十八 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十一年法律第四十三号）
六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百八号）	二十九 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）
七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	三十 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）
八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）	三十一 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）
九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）	三十二 保険業法（平成七年法律第二百五号）
十 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）	三十三 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）
十一 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）	三十四 種苗法（平成十年法律第八十三号）
十二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）	三十五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）
十三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）	三十六 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）
十四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八号）	三十七 民事再生法（平成十一年法律第二百二十号）
十五 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	三十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）
十六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）	三十九 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第一百二十九号）
十七 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）	四十 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第二百三号）
十八 預金等に係る不当契約の取締りに関する法律（昭和三十二年法律第二百三十六号）	四十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十号）
十九 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）	四十二 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の处罚に関する法律（平成十四年法律第二百一一号）
	四十三 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）

附 則（令和三年六月二日政令第二十九号）抄
（施行期日）

1 この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。

附 則（令和二年九月一六日政令第二十九号）抄
（施行期日）

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

月一 日）から施行する。

附 則（令和四年一月四日政令第四号）抄
（施行期日）

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。